新型コロナウィルス感染症行動フローチャート

KYOBI 京都美術工芸大学 KYOTO ARTS AND CRAFTS UNIVERSITY

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」であるため、出校停止となります。

A
・医療機関等の指示に基づき
ＰＣＲ検査等を受けることに
なった方
※濃厚接触者と特定された場合等

B
・新型コロナウイルス感染者との
接触があったことが判明した方

C
［以下のいずれかの症状のある方］
①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の
いずれかがある場合
②重症化しやすい方（※1）又は妊婦の方で、発熱や咳等の比較的軽い
風邪の症状がある場合
③上記以外の方で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が４日以上続く場合、
強い症状と思う場合 又は解熱剤等を飲み続けなければならない場合

D
・症状の有無に関わらず、
海外からの帰国・来日後２週間が経過して
いない方

かかりつけ医や最寄りの医療機関、又は「帰国者・接触者相談センター」（新型コロナ受診相談センター）に相談

京都（府・市共通）:「きょうと新型コロナ医療相談センター」０７５-４１４-５４８７（365日24時間対応）
厚労省ＨＰで各都道府県の帰国者・接触者相談センター等の連絡先を確認
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

医療機関等での検査の必要ありの判断

医療機関等での検査の必要なしの判断

PCR 検査等の結果

検査や受診の結果、陽性の場合
医療機関の指示に従ってください。

検査や受診の結果、陰性の場合
医療機関等が感染のおそれがないと認める
まで自宅等待機（出校停止）を継続して
ください。

大学への報告（※2）

①出校停止となったことを、次の事項にあわせて速やかに
事務局に報告（一次報告）してください。
・氏名　・所属学科・研究科　・学籍番号　・陽性判定日
・療養先　・いつから症状があったか
・最後に大学に出校した日
・症状を呈した2日前から陽性判定日までの間に大学に出校
している場合は、大学出校日、出校日のキャンパス内
での行動歴、接触歴
・連絡先、電話番号　・担当の保健所、受診した検査機関
②出校停止が解除となった場合（※3）にも、出校する前に
事務局に報告（最終報告）してください。

大学への報告（※2）

①出校停止となったことを、検査や受診の結果とあわせて
速やかに事務局に報告（一次報告）してください。
②出校停止が解除（※4）となったに場合にも、出校する前
に事務局に報告（最終報告）してください。

大学への報告（※2）

①予防措置として自宅待機を指示された場合、
出校停止となったことを症状や経過、相談・
診断結果とあわせて速やかに事務局に報告
（一次報告）してください。
②出校停止が解除（※5）となったに場合も、
出校する前に事務局に報告（最終報告）して
ください。

大学への報告（※2）と入念な体調管理

症状の有無に関わらず、海外から帰国・来日後２週間は出校せずに、
自身の健康観察（検温等）に努めてください。
該当者は帰国・来日した日 又は翌開室日までに事務局等に報告（一次報
告）してください。

帰国・来日後２週間以内に A B C に該当した場合

左上の A B C
のフローに沿い
対応してください。

症状が出ずに２週間が経過した場合

大学への報告（※2）

出校を再開する前に必ず、健康観察
結果を事務局に報告（最終報告）して
ください。

京都美術工芸大学 お問合せ受付
ＴＥＬ：075-525-1515（代表）
E-Mail：kyogaku@kyobi.ac.jp

（※1）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（ＣＯＰＤ等）の基礎疾患がある方や透析を
受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
（※2）大学への報告は、電話またはE-Mailでおこなってください。職員については所属長
に報告すること。
（※3）治癒し、医療機関が出校可能と認めるまで
（※4）B 医療機関等が出校可能と認め、かつ感染者と濃厚接触をした日から起算して
２週間が経過するまで。
C 医療機関等が出校可能と認めるまで
（※5）医療機関等から指示された自宅待機期間が経過するまで

※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成した事例を参考にした。2021年1月26日